

2021年11月29日

コーポレートガバナンスに関する基本方針

<企業理念>

「環境と人にやさしい技術への貢献」

「豊かな未来の創造に向けて、夢を実現する技術に貢献し続けたい・・・」

当社の企業理念には、そんな思いが込められています。

夢を実現する技術こそが、豊かな明日を築くと考えるからです。しかし、夢を形に変えるために、犠牲になるものがあつてはなりません。環境と人にやさしい技術こそが、本当の豊かさをもたらしてくれると信じています。

当社は、電子部品の開発を通して、豊かな未来を創造するモノづくりを支え、技術で社会に貢献します。

<コーポレートガバナンスの基本的な考え方>

当社は、企業理念実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

また、当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることにより、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

<基本方針>

1. 株主の権利・平等性の確保

(1) 株主総会

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、準備が整い次第、定時株主総会の招集通知発送前に、当該招集通知及びその英訳版を当社ホームページに開示し、株主総会開催日の3週間前を目安に発送する。

また、当社は、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

(2) 株主の平等性の確保

当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(3) 株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

当社は、相手企業との関係及び連携強化を図る目的で、政策保有株式を保有する。

この保有にあたっては、当社の取締役会で決定した、「上場株式の政策保有に関する基本方針」及び「政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」に従う。これらの基本方針は、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであることは勿論のこと、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものとする。

2. ステークホルダーの利益の考慮

(1) 倫理基準及び利益相反

当社は、役員及び従業員が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において定めた「日本ケミコングループ企業行動憲章」「日本ケミコングループ行動規範」の周知徹底を図る。

また、取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得る。

また、当社は、当社役員及び従業員の内部取引を未然に防止するため「インサイダー取引防止規程」を定め、厳格に運用する。

(2) ステークホルダーとの関係

取締役会は、当社の中長期的な企業価値の向上のために、株主のみならず、従業員・顧客・取引先・地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

また、当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行等についての懸念を当社に伝え、改善を求めることができるよう

「内部通報制度」等の体制を整備するとともに、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を、就業規則その他の関係する社内規程等に明記する。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

(1) 経営方針、リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示

当社は、全てのステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するために、情報開示については、法定開示のみならず、経営方針、事業の取り組み等を開示する。

また法定開示について当社は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する方針を決定し、開示するとともに、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所の規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

4. 取締役会・監査役会等の体制及び責務

(1) 取締役会・監査役会等の体制

当社は、監査役会設置会社を選択し、監査役・監査役会が、取締役・執行役員の職務遂行を監査する。

また、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を取締役会及びその構成員である各取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う。

(2) 取締役会の規模

取締役会の人数は、事業の規模及びその内容から、定款に定める10名以内とし、取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

また、そのうち2名以上は、社外取締役とし、会社法の定める社外取締役の要件だけではなく、原則として取締役会で定める「独立性に関する基準」を充足する独立社外取締役とする。

(3) 取締役会の責務

取締役会は、株主からの委託を受け、株主のために効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

また、取締役会は、この責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(4) 取締役会議長の責務

取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。

また、この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮する。

(5) 取締役会の運営

取締役会議長は、取締役会の議題、審議時間及び開催頻度に関して、重要な業務執行の承認及び業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能なように設定する。

また、当社は、取締役会において建設的な議論、意見交換ができるように、取締役会の付議及び報告議案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間を配慮して、資料を事前に配布する。

特に、独立社外取締役に対しては、事前説明の機会を設ける。

尚、翌事業年度の取締役会スケジュールや予想される審議事項については、予め決定し、前事業年度1月の取締役会にて報告し、変更がある場合は、その都度速やかに取締役会にて修正報告する。

(6) 取締役の責務

取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くす。

また、取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。

尚、取締役は、就任するに当たり、関連する法令・当社の定款・取締役会規程その他の当社の内部規程、及びその職責を十分に理解する。

(7) 独立社外取締役の責務

独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを隨時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる責務の一つとする。

(8) 取締役会の自己評価

取締役会は、各取締役・監査役に対して、取締役会等の運営を確認するなどして、取締役会等全体の有効性・実効性等について分析・評価を行い、取締役会等の運営が、本基本方針に則ったものとなっているかを検証する。

また、取締役会は、その検証の結果を取締役会等の運営の改善等に活用し、コーポレートガバナンスの実効性の向上に努める。

(9) 監査役会の責務

監査役会は、取締役・執行役員の職務執行に必要な事項に関し、取締役・執行役員・従業員及び会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門並びに独立社外取締役と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。

(10) 監査役の責務

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役・執行役員の職務執行を監査することにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負う。

(11) 社外監査役の責務

社外監査役は、監査体制の独立性・中立性を一層高めるために法令上その選任が義務づけられていること、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することを、その主たる責務の一つとする。

また、独立役員に指定された社外監査役は、株主の利益ひいては当社の利益を踏まえた公正な経営の意思決定のために行動し、他の独立役員と協力して、株主との意見交換等を所管する部署との情報交換を図り、株主の利益への配慮の観点から意見を述べる。

(12) 取締役及び監査役の資質

取締役は、中長期的に企業価値向上に寄与するために必要な経験・見識・能力、高い倫理観を有し、取締役会に対して十分な時間を割くことができる者とする。

また、当社は、「監査役会設置会社」を選択し、取締役会と監査役会により経営監視の客観性と公正性を高める仕組みとしており、監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者とする。

尚、監査役のうち1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。

(13) 独立役員の会議

独立役員は、必要に応じて、独立役員のみをメンバーとする会議（以下「独立役員会議」という。）を開催し、当社の事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等について自由に議論するとともに、情報交換及び認識の共有化を図る。

また、独立役員は、社長と定期的に協議をする。

尚、独立役員会議は、必要により執行役員、部門長（内部監査部門長含む）から業務執行の状況、リスクに関する留意点について報告を受けることができる。

(14) 委員会等の体制

取締役会は、任意の委員会として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。

① 指名諮問委員会

指名諮問委員会は、全ての独立社外取締役と代表取締役会長（代表取締役会長が空席の場合は代表取締役社長）の合計3名以上で構成され、取締役及び監査役の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容並びに執行役員の選任及び解任に関する取締役会の議案の内容について、当該議案の確定前に協議し、取締役会に勧告する。

また、指名諮問委員会は、独立性基準の内容、最高経営責任者（CEO）の選解任についても、取締役会に勧告する。

尚、指名諮問委員会は、必要に応じて、委員以外の取締役・執行役員等を委員会に出席させ説明を求めることができる。

② 報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、全ての独立社外取締役と代表取締役会長（代表取締役会長が空席の場合は代表取締役社長）の合計3名以上で構成され、当社の事業規模、従業員の報酬水準、適切な第三者機関による企業経営者の報酬に関する調査等を参考した上で、当社の取締役及び執行役員の報酬に関する事項等を協議し、取締役会に意見の陳述及び助言を行う。

尚、報酬諮問委員会は、必要に応じて、委員以外の取締役・執行役員等を委員会に出席させ説明を求めることができる。

また、当社は、リスクマネジメント、コンプライアンス強化を目的に「リスクマネジメント委員会」「コンプライアンス委員会」を設置し、委員長を管理担当役員とする。

(15) 取締役及び監査役の選解任プロセス

① 取締役及び監査役の選任プロセス

当社は、性別・年齢・国籍等を問うことなく、経験・知識・能力等から取締役会及び監査役会の構成の多様性に配慮し取締役候補者及び監査役候補者を決定する。

取締役については、本条を踏まえた指名諮問委員会の公正・透明かつ厳格な協議・勧告に基づき取締役候補者として取締役会で決定する。

また、監査役については、監査役会の意見を聴取した上で、本条を踏まえた指名諮問委員会の公正・透明かつ厳格な協議・勧告に基づき、監査役会の同意を得た後、監査役候補者として取締役会で決定する。

尚、当社の全ての取締役及び監査役は、株主総会決議による選任の対象となる。

② 取締役及び監査役の解任プロセス

当社は、取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款違反、その他取締役としての職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合に

は、指名諮問委員会の公正・透明かつ厳格な協議・勧告に基づき、取締役会が株主総会への解任議案の提出を決定する。

また、当社は、監査役の職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款違反、その他監査役としての職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、監査役会の意見を聴取した上で、指名諮問委員会の公正・透明かつ厳格な協議・勧告に基づき、取締役会が株主総会への解任議案の提出を決定する。

(16) 役員の報酬等

業務執行取締役・執行役員の報酬等は、業績及び株主の長期的利益との連動性と人財の成長・発展促進の双方を満たす体系となるよう設計・運用され、当該業務執行取締役・執行役員の企業価値最大化に向けた意欲をより高めることのできる適切・公正かつバランスの取れたものとすることを基本方針とする。

取締役会は、同方針に基づき、月額報酬と業績連動報酬（会社業績及び個人業績連動）の割合を適切に設定することを重視し、報酬諮問委員会による意見・助言を経て取締役会が決定する。

独立社外取締役の報酬等は、業績連動型の要素が含まれない月額報酬のみで構成され、監査役の報酬等は、月額報酬のみで構成される。

尚、報酬の水準は、同業他社水準、経済・社会情勢等に加え、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定する。

(17) 独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス

独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき、または適切と考えるときにはいつでも、社内取締役・執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。

当社は、独立社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された独立社外取締役事務局を設置する。

また当社は、監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査役会事務局を設置する。

(18) 会計監査人

当社は、会計監査人が財務報告の信頼性確保を任務としており、最良のコーポレートガバナンス実現のために重要な役割を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を共同で実施する。

社長および財務担当役員、財務担当部門等は、高品質な監査のために必要に応じ協議する。

また、監査役会は、内部監査部門とも協働し、会計監査人と十分な連携をとる一方、会計監査人を適切に評価し、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に従い、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定する。

5. 株主との対話

(1) 株主の意見の共有

取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努める。

(2) 株主との対話

取締役会議長は、株主との建設的な対話を統括する取締役として、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主とコーポレートガバナンス及び重要な経営上の方針について適宜議論するものとし、独立社外取締役は、当該主要な株主との対話に出席する機会を与えられるものとする。

当該対話をを行うに際して取締役会議長は、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとする。

(3) 対話の体制

当社は、株主との建設的な対話を促進するために全体的なIR統括部門を経営戦略部とし、個人投資家に対しては、管理部が、機関投資家に対しては、経営戦略部がその職務を担当する。また、当社は、社長、財務担当役員、技術担当役員を中心となる決算説明会、個別のスマートミーティング、証券会社主催のカンファレンス参加等、株主との直接対話の機会を積極的に設ける。

6. 持続的な成長と企業価値向上に向けて

(1) 経営人財の育成

当社は、持続的な成長と企業価値向上のためには、人財の育成が最重要と認識し、経営人財の育成に努める。

(2) 社長の後継者の育成とその決定

社長は、自らの後継者の育成を最も重要な責務のひとつであると認識し、後継者候補を育成する。

また、指名諮問委員会は、後継者育成のプロセスに関して、必要に応じ助言を行う。

尚、後継者の決定にあたっては、指名諮問委員会の意見を徴した上で、社長の後継者となるべき候補者を取締役会にて決定する。

(3) 取締役及び監査役の研鑽

取締役・執行役員は、就任後速やかに、コンプライアンス担当役員の指定する研修プログラムに参加するとともに、当社の経営戦略・財務状態その他の重要な事項につき社長または、その指名する業務執行役員から説明を受ける。

取締役・執行役員及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態・法令遵守・コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積む。

また、当社は、新任独立社外取締役及び新任社外監査役に対して、当社の事業所・工場の見学や事業の勉強会等当社に関する知識習得のためのプログラムを提供する。

(4) 人財の多様性

当社は、異なる経験・知識・能力を反映した多様な視点や価値観が存在することが、持続的な成長を確保する上での強みになると考え、性別・年齢・国籍等を問うことなく、人財の多様性を推進する。

また、当社は、女性の活躍を推進するために、女性がライフイベントを乗り越えて働き続けていける制度の充実を図る。

7. その他

(1) 本基本方針の改正

本基本方針は、取締役会の決議により改正される。

以上